

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	株式会社増岡組	（代表取締役社長 増岡 聡一郎）
	法人番号	6010001029528
住 所	広島県広島市中区鶴見町4-25	

2. 措置期間

令和 5 年 3 月 13 日 ~ 令和 6 年 9 月 12 日 （ 18 か月 ）

3. 事実概要

当該業者の社員が、広島県発注の広島県立高校改修工事において、予定価格の情報を得た見返りに同県職員にスポーツ観戦入場券を供与したとして、令和5年2月22日、贈賄及び公契約関係競売等妨害の疑いで広島県警に逮捕された。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の1（贈賄）及び別表第2の3（公契約関係競売等妨害等）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の1及び別表第2の3】

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18か月以上24か月以内
（公契約関係競売等妨害等） 3 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に該当する場合。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に該当する場合。以下同じ。）の容疑又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から18か月以上24か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
（電話）024-521-7899